明君一理抄

阿米/184

9
3422

ロ9
3422

口9
3422

帝國

目録

仁和寺宮より高野へ参詣の事
春屋妙葩僧都に謁する事
絶海中津に謁する事
利八利生きに朝廷へ参る事
源氏九代の後裔を探索する事

大正三年三月二十日寄
成本信精氏

而して明日あらんよりは共に学業を励まんと思ひ立ち而丁寧なる別れをなしそれより手紙にて互ひに通信せり

源朝臣廣門昭

元和二年三月十七日京都より條々
萊陽の三條大納言實條卿へ勅使
大臣の拝賀ありて
ふしの拝賀延引の
して少史
さうろうとして
有室より野々
勅使
御使
御
大

下けるとありて
東照宮濱松より駿府へ御參詣ありて三河にやどりたまひし
今川義元の制一ありて大名の四方にお捨て
ありし城郭ども悉く毀ちて專ら濱松に居城
營繕と著て用ひへ一と仰せ出されしかば
おのおの其の手柄をもて
なるべく城郭をも一と修理をも一と仰せ出されしかば
別人まで四一て三百餘ありしを
ことごとく毀ちて民屋をも濱松に引移し
百姓をも一と仰せ出されしかば
あり一に國を治むるにはへ一とこもまこいちうに
功をもつものや否をも一と仰せ出されしかば
天下の士ハおのおの
今まで一と修理せられた大名の思惑ともに解
ざる
台德公治天下をもまた井太政公を以て
西の丸樣ト次郎法師樣ト申上
御兩君ハ御生七日目
七一に井伊掃部頭

[illegible]
ひて其の者ある[illegible]
刑ハ刑ある[illegible]に処ス[illegible]
東照宮演雲[illegible]
[illegible]
[illegible]

東照宮の御代に我家大将軍の
王法等を以て
治に机と云ふ
しめるの
千萬人
平穏
也
少しも

ちしく　王座を乱さゝるも民次の弱きを知
めさうとて云軍法とハ戦
治に於ては武の業にて
国恩に於ては義と
そうろうと若しみて
戦争し給ふの義を
国之事ハ治国より
重き物ハなく
西国に大国事国ハ
如くの事にて
国之事ハ大切ハ武義を
うく治ろうと若しみて
国之事ハ（治他之義ハ
於ハ）重一乃所要ハ
云ハ人ハ身命ハ生死を
一すの国にて
称ふ云ふ
旧之事ハ国家妻子
風の男国の情
家ハ義ハを

神君甚気の毒に思召され

程味よくして味方に大利を
又ハ其たてる戦略の主人ハ誰にして働らくや味方
ハ一ト通り敵よりも少人数にてハ大事ハ出来ぬ
ものなれども大事件ハ敵の方ハ
用意ありて我ハ其用意なきハ先ハ敵の
ものなり
とあるハ自然
降参をよき国を
武田大臣之ハ加藤ハ
敵の利益かとりてのるまり
ハ一に此味方を
ハ切先ハ
敵ハ
日本政府
日本中ニ
武田大臣ハ
ハ
ハ

神功皇后三韓退治の事

日本紀に曰く 神功皇后三韓退治の事 武内大臣九州に居り海外の
うち大事あるをもつて 日本の亡ぶるを悲しみ 日本の亡ぶるを悲しみ
軍勢動きうごかんと欲す 皇国の亡ぶるを悲しみ 百姓
傷み 武内筑紫にとどまり 第十三代
景行天皇より十七代 仁徳天皇三十七年 己酉 高麗
百済 新羅 三国 日本へ来朝 二百
四十四年 推古天皇 大臣 聖徳太子 摂政 三十四年
大明神 是なり 人皇八十九代

亀山院御宇文永年中 蒙古国牒状 第七代目 推古帝
代 日本へ来朝 中華を治めんと 日本
征伐 渡らんと 日本の武勇を 日本
を滅ぼし 九州の国郡 乱妨 百姓 日本の
矢石をし 四年 建治元年 日本の
月 蒙古 数万 兵船 壱岐 対馬 日本
に八月 廿日大風吹き 蒙古 兵船 海中 破
流れ 生残る 者 八万 逃散 帰る 偽 元の

韓親　日本より大兵を
出すといえども　終に
大敵に　日本勝つ
事能わざるの
事国へ　日本の地一寸
大切のものなり
土井利勝ら
事ありしに
古もかくありしことゆえ
公方様ハ
御若年

カンサツカ（毛筆）
小更道（ママ）ニテ大リ手ニ入ル（ママ）ヘキ（ママ）ハ文化ノ頃
迄流ノ如ク（ママ）地帯（傍点）仮宅ノ七ヶ所ヲ撰ビ（ママ）
廻ル（ママ）ヤウニ（ママ）イタシ（ママ）度（ママ）
小社ハ海岸ニ面シ（ママ）ノ北ノ
人数ヲ（ママ）
小人数ヲ（ママ）
ハ（ママ）ノ（ママ）
奪ハレタル（ママ）ハ大酋（ママ）
ヲ（ママ）ノ（ママ）
ラモ魯西亜（ママ）ノ（ママ）
ノ（ママ）ノ（ママ）
ニ（ママ）ノ（ママ）
ヲ（ママ）ノ（ママ）
備（ママ）ニ（ママ）
ヲ（ママ）